

○厚木愛甲環境施設組合職員の職の設置に

関する規則

(平成16年4月1日)
規則第5号

改正 平成19年4月1日 規則第4号 | 令和5年3月30日 規則第5号
平成21年4月1日 規則第1号 |

(趣旨)

第1条 この規則は、管理者の事務局の職員の職の設置及び職員の種類等について必要な事項を定めるものとする。

(職員の種類)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第172条第1項に規定するその他の職員のうち、臨時又は非常勤の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)以外の職員の種類は、事務員及び技術員とする。

(事務局に置く職)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長を置く。

2 前項に規定する職のほか、事務局に課長、専任主幹、主幹、副主幹、係長、主査又は主任を置くことができる。

(その他の職)

第4条 前条に規定する職員のほか別表第1職の欄に掲げる職を置くことができる。

(職務)

第5条 第3条の規定によって設けられた職には、事務職員又は技術職員をもって充てる。

2 第4条の規定によって設けられた職には、別表第1職に充てる職員の欄に掲げる職員をもって充てる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日規則第4号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日規則第1号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日規則第5号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条、第5条関係）

職	職 に 充 て る 職 員
主 事	事務職員
技 師	技術職員
主 事 補	事務員
技 師 補	技術員